

※総合事業のみの事業所は対象外

令和7年度 集団指導 全施設・サービス事業所 共通編②



1. 変更届出書
2. 加算の届出
3. 廃止・休止・再開の届出
4. 指定更新に係る申請
5. 指定更新時に指定有効期限を
合わせる場合の取扱い
6. 電子申請・届出システムの運用開始

鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係



根拠法令

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則
- 鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- 鹿児島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例



1. 変更届出書（全サービス共通）

（介護保険法）第75条、第78条の5、第82条、第89条、第99条、第113条、第115条の5、第115条の15、第115条の25

- ◆厚生労働省令で定める事項（変更届出書に記載されている事項）が変更になった場合は、変更があった日から10日以内に届出が必要です。
- ◆「変更届出書（令和6年度から様式変更）」に必要書類を添付のうえ提出してください。
- ◆変更届出書の様式及び添付書類一覧は、鹿児島市ホームページに掲載してあります。

[鹿児島市](#) > [健康・福祉](#) > [介護保険](#) > [事業者関係](#) > [介護サービス事業者に係る申請・届出等](#)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kaigozigyousyasinsei.html>

➤ **事業所の所在地や定員が変更になる場合は、事前に長寿施設係にご相談ください。（設備基準や人員基準を確認します。）**

※本市からの補助金を活用して建物や設備の整備を行っている事業所の場合、補助金（財産処分）に関する手続きが必要になります。



2. 加算の届出（全サービス共通）

「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載されている項目に変更が生じる以下のような場合には、介護給付費算定に係る体制等に関する届出が必要です。

- 各種加算の算定を開始・終了する場合（全サービス）
- 人員欠如等、減算要件に当てはまる状態が生じた場合・解消した場合（通所・施設サービス）
- 年度替わり等で事業所規模が変更になった場合（通所サービス）
- 前年度の事業所の体制をもとに算定する加算で、年度替わり等で区分が変更になった場合（該当サービス）
- あらかじめ申出が必要とされている加算を申し出る場合（該当サービス）
- 介護給付費の割引を開始・終了する場合、割引率を変更する場合（全サービス）

◆ 様式は鹿児島市のホームページからダウンロードできます。

[鹿児島市 > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 加算に関する届出 > 介護給付費算定に係る体制届・提出書類](https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/taisetodoke.html)
<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/taisetodoke.html>



2. 加算の届出（全サービス共通）

算定される単位数が増える場合の提出期限

サービスの種類	算定の開始時期
- 訪問サービス - 通所サービス - 福祉用具貸与 - 居宅介護支援 - 介護予防支援 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 - 夜間対応型訪問介護 - 認知症対応型通所介護 - 小規模多機能型居宅介護 - 看護小規模多機能型居宅介護	- 毎月15日以前に提出→翌月から 16日以降に提出→翌々月から （訪問看護の緊急時訪問看護加算に限り、届出を受理した日から）
- 短期入所サービス - 施設サービス - 地域密着型特定施設入居者生活介護 - 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 - 特定施設入居者生活介護 - 認知症対応型共同生活介護	届出が受理された月の翌月から （届出を受理した日が月の初日である場合はその月から）



2. 加算の届出（全サービス共通）

加算の届出には、

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- (3) 添付書類

が必要です。

➤ **加算の取り下げ、人員欠如による減算等は、判明した時点で速やかに提出してください。**

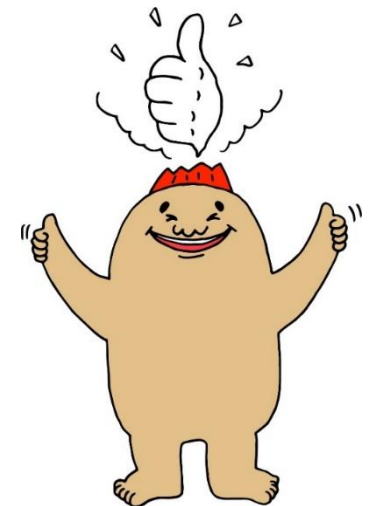
加算の要件が満たされているか、各種加算等自己点検シートで確認できます。ご活用ください。

（地域密着型サービス以外）

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shidoukansa/kenko/fukushi/kansa/kaigo.html>

（地域密着型サービス）

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shidoukansa/kenko/fukushi/kansa/shiryo.html>



2. 加算の届出（加算を取得する際に提出する様式等）

添付書類（取得する加算によって、添付書類が異なります）

- ◆ ホームページにサービスごとの添付書類一覧を掲載しています。
- ◆ 加算の届出の際に、必ず確認いただき、添付書類の漏れが無いようにお願いします。

鹿児島市 マグマシティ 鹿児島市

→ Foreign language → やさしいにほんご → 音声読み上げ・文字サイズ

緊急情報

メニュー

ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 加算に関する届出 > 介護給付費算定に係る体制届・提出書類 > 居宅サービス・施設サービス（令和6年度介護報酬改定対応）

いいね! 0 ポスト 更新日: 2025年7月18日

居宅サービス・施設サービス（令和6年度介護報酬改定対応）

介護給付費算定に係る体制届・提出書類 →

地域密着型サービス（令和6年度介護報酬改定対応） →

居宅サービス・施設サービス（令和6年度介護報酬改定対応） →

サービス別提出書類

訪問介護

1. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(提出必須) (Excel (エクセル: 23KB))
2. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(提出必須) (Excel (エクセル: 22KB))(PDF (PDF: 143KB))
3. 添付書類一覧 (ZIP: 3.995KB)



3. 廃止・休止・再開の届出

(1) 廃止(休止)の届出について

- ◆廃止・休止届出書は、廃止または休止しようとする日の1月前までに提出して下さい。
- ◆利用者の移管先一覧（任意様式）を添付してください。
 - 利用者の名前と移管先のサービス事業所名を記載してください。
 - 休止中の事業所が廃止の届出を行う場合、移管先一覧は不要です。
- ◆提出の際は、「電子申請・届出システム」をご活用ください。
（詳細は、6. 電子申請・届出システムの運用開始を参照）
- 本市からの補助金を活用して建物や設備の整備を行っている事業所が廃止となる場合は、事前に長寿施設係にご相談ください。補助金(財産処分)に関する手続きが必要になります。



3. 廃止・休止・再開の届出

(2) 再開の届出について

- ◆再開する前に、長寿あんしん課までご連絡ください。
人員基準や設備基準等、再開に当たって必要な基準を満たしているかなどの確認を行います。
- ◆提出の際は、「電子申請・届出システム」をご活用ください。
(詳細は、6. 電子申請・届出システムの運用開始 を参照)



3. 廃止・休止・再開の届出

(3) 様式

◆廃止・休止・再開の届出に関する様式は、ホームページに掲載しております。

【居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援・介護予防支援】

[鹿児島市 > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 介護サービス事業者に係る申請・届出等](https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/shite.html) > 居宅サービス事業者、介護保険施設、居宅介護支援事業者申請関係（指定・変更・廃止・休止・再開）
<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/shite.html>

※居宅サービス・施設サービス・・・様式第1号 ※居宅介護支援・介護予防支援・・・様式第2号

【地域密着型サービス】

[鹿児島市 > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 介護サービス事業者に係る申請・届出等](https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/mitchaku.html) > 地域密着型サービス事業者申請関係（指定・変更・廃止・休止・再開）

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/mitchaku.html>

※地域密着型サービス・・・様式第2号



4. 指定更新に係る申請

- (1)介護保険法により事業所の指定は、6年ごとに更新が必要です。
- (2)指定有効期間満了の2ヶ月前までには、法人宛てに更新申請の案内を送付しています。

➤案内が届かない場合であっても指定有効期間は変わりません。必ず法人・事業所で指定有効期間を把握・管理してください。

(3)申請書類は、指定有効期間満了日の1ヶ月前～2ヶ月前までの期間（市から別途、連絡がある場合を除く）に提出してください。

- (4)メール、郵送または持参により提出をお願いします。



4. 指定更新に係る申請

(5)様式は鹿児島市のホームページからダウンロードできます。

[鹿児島市 > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 介護サービス事業者に係る申請・届出等 > 介護保険サービス事業所の指定更新](#)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/koshin.html>

(6)申請内容について照会する場合があります。必ず事業所控えを作成してください。

(7)現在休止中の事業所において更新手続きを行う場合は、事業を再開する必要があります。更新手続きを行わない場合は、指定有効期間満了日前までに「廃止届」を提出してください。

(8)指定有効期間を超えて休止することは出来ません。



4. 指定更新に係る申請

(9)「更新申請書類等についての留意点」には、申請書を提出される前に確認していただきたい項目を記載しています。

(10)申請書に記載の不備がないか、添付書類に不足がないか、提出前に必ず確認してください。

(11)チェック後の「更新申請書類等についての留意点」は、指定更新申請書と一緒に提出をお願いします。

事業所名
担当者
TEL

更新申請書類等についての留意点

申請書を提出される前に、下記のチェック項目に従って書類の内容を十分に確認して下さい。なお、このチェック表は申請書と併せて提出して下さい。

(1) 申請書等の記入

① 申請者の欄（申請書の右上）

- ☐ 申請年月日、法人の名称、代表者の職名・氏名に記入漏れはないか。
※押印は不要です。

② 申請者の欄

- ☐ 法人情報について記入されているか。（事業所の名称等を記入していないか）
- ☐ 代表者の住所欄は代表者の居住地の住所を記入しているか。

③ 事業所又は施設の欄

- ☐ 事業等の種類（通所介護、訪問介護等のサービス名）が記入されているか。
- ☐ 指定有効期間満了日及び介護保険事業所番号は間違いはないか。
- ☐ 事業所情報について記入されているか。

(2) 付表

- ☐ 更新しようとする事業の付表が添付されているか。

(3) 従業員の勤務体制、雇用契約書（辞令）、資格証

- ☐ 管理者及び従業者全員の毎日の勤務時間数（4週間分）を記載しているか
- ☐ 従業者全員の雇用が確認できる書類が添付されているか。
- ☐ 雇用契約書、資格証は、有効期間内のものを添付しているか。
※A4サイズにコピーすること
※従業者の勤務体制一覧表に記載した氏名の順に並べること

(4) 運営規程

（全サービス共通）

・以下の事項が記載されているか。（※運営規程の条項を記載すること）

- ☐ 秘密保持（ 条）
- ☐ 苦情処理（ 条）
- ☐ 事故発生時の対応（ 条）
- ☐ 個人情報の保持（ 条）
※個人情報保護ガイドランスの記載があるか。（ガイドラインは既に廃止）
- ☐ 記録の整備（ 条） ※保存年限は5年間

(5) 誓約書

- ☐ 誓約書の右上に法人の名称、法人代表者の職・氏名の記入漏れはないか。
※押印は不要です。
- ☐ 該当サービスの別紙が、添付されているか。



5. 指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱い

- ◆ 本市では、更新対象事業所のサービスと、同一所在地で行う同種のサービス事業所の指定有効期限が異なる場合、同時に指定更新申請を行い、更新後の指定有効期限を合わせることが可能です。

※この取扱いは必須ではありませんので、有効期限を合わせない場合は、これまでどおり、サービスごとに指定更新申請の手続きを行ってください。

指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱いについて

本市では、更新対象事業所のサービスと、同一所在地で行う同種のサービス事業所の指定有効期限が異なる場合、同時に指定更新申請を行い、更新後の指定有効期限を合わせることを可能としています。

(この取扱いは、手続等に係る事務負担の軽減を目的とするもので、必須ではありません
人。有効期限を合わせない場合は、これまでどおりサービスごとに指定更新申請の手続
きを行ってください。)

具体的な手続き方法等は、以下のとおりです。

1 指定有効期限を含ませることが可能な対象サービス

- ① 同一種別の「居宅サービス」と「介護予防サービス」（地域密着型含む）、「第1号事業」（訪問系サービス、通所系サービス）

(例) 訪問看護と介護予防訪問看護

訪問介護と予防型訪問介護サービス、生活支援型訪問介護サービス

- ③ 「介護老人福祉施設」と「介護予防」短期入所生活介護」

2 手続き方法

指定更新申請に必要な書類に加え、指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書を作成し提出してください。作成例は鹿児島市ホームページに掲載しております。

ホーム＞健康・福祉＞介護保険＞事業者関係＞介護サービス事業者に係る申請・届出等＞指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱い（介護保険サービス事業者関係）

【例】同時に指定更新申請する場合

[illegible]

更新申請が一度で完了、
次回以降6年ごとに同時更新申



5. 指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱い

作成例を参考に、希望する事業者は、任意の様式で申出書を作成いただき、更新申請書に添付してください。

[ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 介護サービス事業者に係る申請・届出等 > 指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱い（介護保険サービス事業者関係）](https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/couhou/shisetu/shisetsu/siteikousinn.html)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/couhou/shisetu/shisetsu/siteikousinn.html>

作成例

指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書

年 月 日

(あて先) 鹿児島市長

(所在地)
申請者 (名 称)
(代表者の職・氏名)

下記の事業所について、指定の有効期限を合わせて更新を受けたいので申し出ます。

1 更新対象事業所（指定有効期限が満了する事業所）

事業所番号	45-.....	サービスの種類	予防型訪問介護サービス
事業所名称	ヘルパーステーション●●●●●		
事業所所在地	鹿児島市〇〇町△番□号		
指定有効期限満了日	令和5年3月31日		

2 上記事業所に合わせて更新する指定有効期限満了日が異なる同種のサービス

事業所番号	45-.....	サービスの種類	訪問介護
指定有効期限満了日	令和5年8月31日		



6. 電子申請・届出システムの運用開始・原則義務化

●電子申請・届出システムとは

- ✓国が、介護分野の文書に係る負担軽減の取組の一環として、介護サービス情報公表システムを改修して運用を開始した、申請・届出等のウェブ入力・電子申請ができるシステムです。

●メリット

- ✓複数の申請届出を提出可能。（文書負担の軽減、時間の削減）
- ✓申請届出の状況をオンライン上で確認可能。（手間の削減）
- ✓上記、削減できた手間・時間を、サービスの質の向上にご活用いただけます。

●事前準備

- ✓システムの利用には、**GビズID**（プライムまたはメンバー）が必要です。
- ✓GビズIDの**取得は2週間程度**かかります。



6. 電子申請・届出システムの運用開始・原則義務化

●提出可能な届出

休止届、廃止届、再開届、指定辞退届、新規指定申請、指定更新申請、
介護給付費算定に係る体制等に関する届出、変更届、
介護老人保健施設、介護医療院開設許可事項変更申請、
介護老人保健施設、介護医療院管理者承認申請、
介護老人保健施設、介護医療院広告事項許可申請、
指定介護予防支援委託（変更）届出

●電子申請・届出システムによる届出の原則義務化

令和8年4月1日より、各種届出は、電子申請・届出システムでの提出が原則義務化されます。
GビズIDの申請など、原則義務化に向けた準備をしてください。

なお、各種届出について、現在無断でのメール又は郵送による提出はお断りしておりますので、
システムで提出を行うか、担当職員にご相談のうえメール又は郵送で提出してください。



6. 電子申請・届出システムの運用開始・原則義務化

● 鹿児島市ホームページ

ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 介護サービス事業者に係る申請・届出等 > 電子申請届出システム（厚生労働省所管）について

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/denshishinseitodokedesisutemu.html>

● 参考

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>



<長寿あんしん課 長寿施設係からのお願い>

当課では、年間を通して介護保険サービス事業所を運営する法人様へ、重要なご案内をメールにてお送りしております。

つきましては、法人メールアドレスの登録をお願いいたします。

なお、指定基準や報酬にかかわる重要なご案内も含まれるため、以下の点にご留意ください。

- ・登録するメールアドレスは、**法人内の複数の方が確認できるもの**として下さい。
- ・受信した情報を**早急かつ確実に各事業所・従業員様へ周知できる体制**をお願いします。

※ **1 法人につき、最大3件までメールアドレスの登録が可能です。**

運営されている各事業所への、確実な周知をお願いいたします。



★登録アドレスの変更

宛先 : choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp

件名 : 【〇〇法人】 法人メールアドレスの変更について

本文 : 変更前メールアドレス ⇒ 変更後メールアドレス

★追加登録

宛先 : choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp

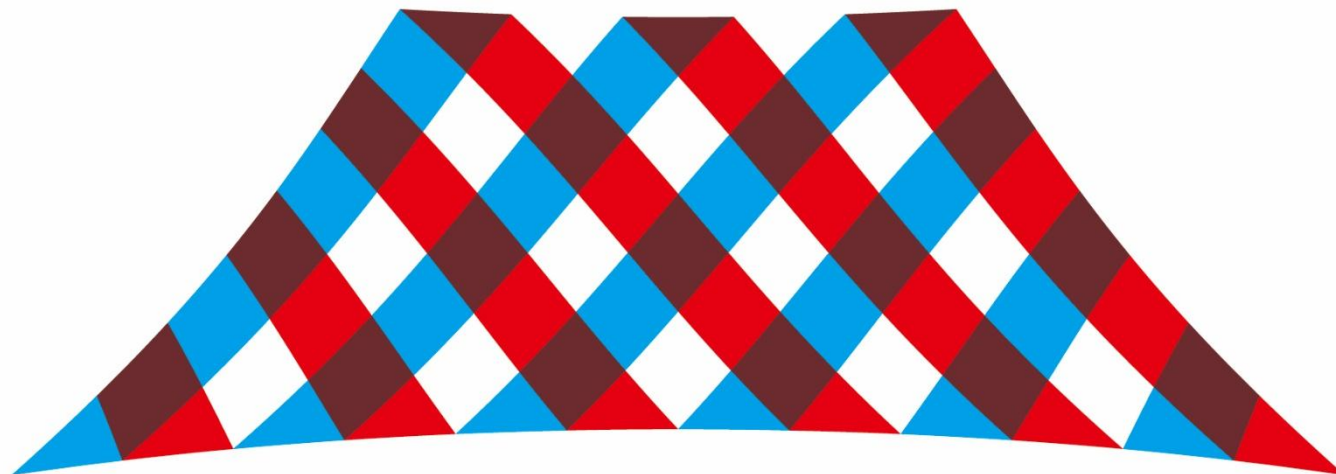
件名 : 【〇〇法人】 法人メールアドレスの追加登録について

本文 : 追加するメールアドレス①

追加するメールアドレス②



あなたとわくわく



マグマシティ
鹿児島市

